

# 「倉敷市移住体験ツアー—運營業務委託」公募仕様書（案）

## 1 概要

倉敷市（以下「本市」という。）が委託する「倉敷市移住体験ツアー—運營業務委託」に関する業務一式（以下「本業務」という。）

## 2 目的

本市への移住を検討している県外在住者（以下「移住検討者」という。）を対象に、移住体験ツアー（以下「ツアー」という。）を実施し、本市のヒト・モノ・コトと交流や体験を行うことで、本市との関係人口を創出し、本業務実施後も継続的に関わりながら、将来的な本市への移住者獲得を目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）まで

## 4 履行場所

本市内

## 5 業務内容

### （1）委託業務の範囲

- ①ツアーの行程やコンテンツ造成などの企画立案
- ②ツアーに必要なゲストや運営スタッフ、訪問スポット、食事、宿泊先の手配
- ③ツアーの告知や募集、申込受付や参加に関する連絡調整業務
- ④ツアーの催行（当日の運営、行程管理、緊急時の対応）
- ⑤ツアーに必要な物品調達や旅行保険への加入手続き
- ⑥参加費の集金や運営経費の支払事務
- ⑦アンケートの徴取や集計、事業の報告業務
- ⑧上記①～⑦を円滑に運営するための附帯業務

### （2）ツアーの概要

#### ①名称

ツアー名称について受託者に提案すること。

#### ②実施日程及び回数等

実施日程等については、下記事項を考慮して開催予定月等を提案すること。

ただし、提案内容によってはこの限りではない。

ア 1回の日程が、1泊2日以上であること。

イ 契約期間中に2回以上ツアーを実施すること。

ただし、各回の間隔は1月以上空けること。

ウ 最終の開催回は3月以降にならないこと。

### ③テーマの設定

各回のテーマを設定し、その内容に沿ったツアーを企画すること。各回を同じテーマを設定することは可能とするが、内容は複数計画し提案すること。

### ④内容

移住検討者の興味関心度が高く、かつ本市を代表するようなモノ・コトを体験したり、「先輩移住者」や「地域おこし協力隊」、「地域住民」等のヒトとの積極的な交流が行われる内容であること。また、ツアー中に本市の基本情報に加え、生活環境や就労状況、移住支援情報等の移住に向けて有益な情報を得ることができるよう工夫すること。

### ⑤対象者

本市への移住を検討している県外在住者のうち、概ね20～45歳（コアターゲットは、25～39歳）を主な対象とする。家族構成は問わないが、女性が参加しやすい内容であることが好ましい。

### ⑥定員

各回15～20名程度（最低催行人数は15名とする。）

なお、参加者の選定は、本市と協議の上、決定すること。（本市への移住に対する熱意が高い応募者から選定するため。）

### ⑦参加者への費用負担

参加者から費用を徴収することは可能とする。ひとりあたりの参加費用は、各回15名程度の移住への熱意が高い参加者が集客できるように、設定金額を提案すること。

※見積書に収支見込みを明記すること。

※ゲストの謝金や飲食費は委託料から支払うこと。謝金については、本市で定めた基準額を目安とする場合、別添「質問書」にて基準額の提供を希望する旨を提出すること。

※最終的な参加者の自己負担額やツアー代金の補助額については、本市と協議のうえ決定すること。

### ⑧宿泊地

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）に定められ所管庁の許可を受けた、本市内の宿泊施設とする。また、可能な限り参加者全員が同一の施設に宿泊するようにし、分宿を避けること。

## (3) ツアー委託業務の詳細

### ①ツアーの広報及び参加者の申込受付

ア ツアーの広報や受付方法について提案書に明記すること。

イ 多くの移住検討者から参加申込が得られるよう、十分な募集期間を設けること。

ウ 申込締切は、催行予定日の3週間前程度とし、参加者選定や参加決定者への事前通知等に十分な期間を設けること。

#### ② ツアー参加決定連絡及び参加費の徴収

参加者が確定し次第、参加決定の連絡や参加費を徴収すること。参加費の徴収については受託者が通常定める約款に準ずる取扱いとする。

#### ③ ツアー開催の事前準備

ツアーの行程に定める食事先及び宿泊施設の予約やゲストへの依頼等ツアー催行に必要な手配や調整等を行うこと。食事先及び宿泊施設は、受託者の決定後、本市と協議のうえ選定する。

#### ④ ツアーの催行

##### ア 移動手段

ツアー中の移動手段は貸し切りバス（ジャンボタクシー等も可）とする。

##### イ ツアーの行程

ツアーの発着点はJRの駅を原則とするが、行程や参加者の利便性を考慮した場合はこの限りではない。行程は、提案内容に沿って決定するが、本市との協議により最終確定とするため、提案内容とは異なる場合がある。

##### ウ 添乗員

ツアー催行時は1名以上ツアー同行者を配置し、バス等にも添乗すること。

#### ⑤ 旅行保険

参加者用に旅行保険に加入すること。

※保障内容は、死亡・後遺障害500万円以上、入院日額4,000円以上とする。

#### ⑥ 記録

ツアーの実施状況がわかる写真を撮影・記録し、ツアー実施後に提出すること。

#### ⑦ アンケートの実施

ツアー終了後、参加者にツアーの感想及び本市への移住等に関するアンケート調査を実施し、結果を集計・報告すること。アンケート内容は本市と協議のうえ決定する。

#### (4) ツアーの実施体制

本業務の実施にあたり、管理責任者を1名、及び実務担当者を1名以上配置すること。

### 6 受託者が独自に提案する効果的な事項

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、追加予算を必要としないものに限る。

### 7 目標値の設定

本業務実施にあたり、提案内容に関しての目標値を設定し、企画提案書内に明記すること

なお、目標値を達成されなかった場合、受託者の不利益はないものとする。ただし、誠実な履行が認められない場合は除く。

## 8 定期報告・効果検証

本業務実施にあたり、定期報告と効果検証等について次のとおり行うこと。

### (1) 進捗報告

業務の進捗状況について、適宜本市と情報共有を行うこと。

なお、協議事項がある場合には、速やかに協議の場を設定すること。開催方法及び頻度等は、本市と協議をして決定する。

### (2) 実績報告

受託者は、業務完了後定例報告に基づいて実績報告書を作成し、本市へ速やかに提出すること。

なお、報告内容及び書式については、本市と協議のうえ決定する。

### (3) その他事項の報告

本市は、必要に応じて業務の実施状況等を受託者に報告を求めることができる。

## 9 委託の条件

(1) 受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。

(2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(3) 受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

(4) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

## 10 その他

(1) 本市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り対応すること。

(2) 業務の実施にあたっては、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める手続き等を遵守すること。

(3) 受託者は本業務を実施するにあたり、本市と密接な連絡を取るとともに誠意を持って本業務を遂行するものとする。

(4) 業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項は、本市と受託者の双方協議のうえ実施する。